

生徒指導規程

北広島町立八重小学校

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 この規程は、千代田ブロック内各学校間の連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化するものである。児童・生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める服装のきまりを守ることにする。
 - 原則として華美でない色や形のもを着用することにする。
 - 防寒のため、黒・紺・白・グレー（単色）のタイツを着用してもよい。
 - 秋の服装の移行期は、①ポロシャツ②上着③セーター・カーディガン・ベストの順に着ることを原則とする。春の移行期は逆とする。
- 2 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく、華美にならないものとする。
 - パーマ（ストレートパーマを含む）、染色、脱色、カラースプレーは禁止する。（但し、特別な理由がある場合は、担任に相談する。）
 - 頭髪の長さは活動の妨げにならないようにする。前髪は目にかからない程度の長さにか切るか結ぶかとめる。横髪、後ろ髪は肩にかかる場合は、結ぶか、編む。
 - 髪どめは、黒・紺・こげ茶・銀色等の単色とし、飾りのない形のものとする。
 - 極端に変わった髪型をしない。
- 3 靴や靴下は、学習にふさわしい形と色のものにする。
 - 靴は華美でないもので、運動しやすい形・機能を持つものとする。（ハイカットは禁止とする。）
 - 靴下は、黒・紺・白・グレーの単色とする。
 - ※ワンポイントは可 ラインは不可とする。
 - セーター・カーディガン・ベスト（スクール用）の色は、黒・紺・白・グレーの単色とする。（ライン不可）なお、袖や丈が長すぎないものとする。
 - 下着（シャツ）はポロシャツからはみ出さない物を着用する。
- 4 ネックウォーマー・マフラー・防寒用の帽子（ニット帽等）は、登下校時以外は、事故防止の観点から使用しない。
 - ただし、雪が降っていたり、積雪があったりするなどの特別な天気の場合は、屋外での使用を担任が判断し許可する。
 - 原則、屋内では手袋は使用しない。屋外では、手袋は、本人が寒いと感じたときは使用してもよい。ただし、使用する手袋はくつ箱の中に入れておらず、きちんと教

室の決められた場所に保管する。体育、運動朝会等では、担任の許可を得て使用してもよい。

○ジャンパー等は、本人が寒いと感じたときは使用してもよい。ただし、フード付きのものは、ひっかかるなどのことがないように十分注意して着用する。

○体育の学習では赤白帽子を着用する。

第3条 校内での生活時間について

- 1 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 合図とともに、授業や諸活動が開始できるように、準備をすることを基本とする。

第4条 学校内での行動について

- 1 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
- 2 学習具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
- 3 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

第5条 所持品について

- 1 学習環境を整え、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となるように、所持品を規制する。
- 2 学習に必要なものを常に忘れないように持って来る。忘れ物をした時は、登校後すぐに担任に報告する。
- 3 学習に不必要な物やお金は持参しない。
- 4 携帯電話、スマートフォン等は、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
○特別な事情がある場合は、保護者が学校に届け出る。許可された場合、登校時に担任に預け、放課後受け取る。
○不当に所持していた場合、一時預かり指導の後、保護者に返却する。
- 5 かばん・筆箱には装飾品（キーホルダーやぬいぐるみ等）をつけない。
※かばんについて：防犯ブザー、防犯用の笛、熊鈴はつけてよい。
- 6 リップクリーム、ハンドクリームの持ち込みについては、基本的には薬と同様の扱いとし、唇や手の荒れなどの症状があり、「学校にいる間も使用する必要がある」と保護者が判断した場合に限る。（保護者は連絡帳等で担任に必要性を伝える。）
○リップクリームなどは、（特別な事情がない限り）休憩時間に使用し、使用してもよい場所は、教室やトイレに限る。
○決められた時間や場所以外で使用することがあれば、一時的に学校で預かり、下校時に返却する。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず所定の時刻までに連絡する。
○欠席・遅刻等は、始業（8時15分）までに保護者の責任において連絡する。
○早退等の場合は、少なくとも1時間前までには連絡をする。

第7条 通学について

- 1 児童の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善してもらう。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活について

- 1 規則正しい生活（3点固定：起きる時刻・家庭学習を始める時刻・寝る時刻）を送ることを心がけ、健康に気をつける。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから家族に貢献するよう心がける。

第10条 校外で遊ぶ時

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法をよく考える。
- 2 保護者の許可なく、お金や物を家から持ち出したり、勝手に物を買ったりしない。
お金やおやつ等を持って遊びに行かない。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
○自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する。
○自転車に乗ってよいところ
◆1・2・3年生…家のまわりで乗る。子どもだけで国道(バイパス)では乗らない。
◆4・5・6年生…校区内で乗る。校区外へは必ず保護者の許可を得てから行く。
○交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。
- 6 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。
(帰宅時刻は、4～9月：午後6時、10～3月：午後5時)

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、別紙「八重小学校 組織的な生徒指導体制及び組織的な取組について」をもとに行うこととする。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損

- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に関する行為

(2) (1) 以外の下記の行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ② いじめ
- ③ 授業妨害（無断での立ち歩き・過度な私語・奇声を発する等，他人に迷惑をかけ，やむを得ず授業を中断するような行為）
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥ カンニング等の不正行為
- ⑦ 家出及び深夜徘徊
- ⑧ 怠学
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持出
- ⑪ 不健全娯楽（賭け事等）
- ⑫ 携帯電話，スマートフォン，インターネット等の不健全使用に関するもの
- ⑬ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 特別な指導のうち，反省・指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導（別室・授業，奉仕活動）

授業中であっても，別室で指導する場合もある。

(3) 反省指導は学校で行い，「授業反省指導」：（通常の学校生活（授業等）を行いながら，放課後，反省指導を受ける）と「別室反省指導」：（通常の学校生活とは別日程で，別室での反省指導を受ける）の2段階とする。

第13条 別室反省指導について

- 1 いじめ，授業妨害，指導に従わないなどの指導無視及び暴言等，対教師暴力，悪質な生徒間暴力，以上5つの行為については，別室反省指導を行う。
- 2 別室での反省指導の日数は，原則3日以内とする。ただし，いじめについては被害児童の安全・安心の確保を最優先し，加害児童の別室指導日数が延長される場合がある。
- 3 別室での反省指導を申し渡す際，別室指導中の活動内容を保護者に説明し，理解を得る。活動内容は，自己の振り返りと今後の生活への決意，奉仕作業，課題学習等で編成する。
- 4 当初の申し渡し通りに日数を経過した時点で教室復帰させるが，当該児童が同じことを繰り返せば，また最初から指導することとする。

- 5 別室指導日数完了の直後，児童実態に応じて，放課後の振り返り指導等を行うことができる。
- 6 さらに，問題行動を繰り返す場合は，警察などの関係機関と連携し，新たな段階の指導を展開していく。

第14条 別室反省指導以外の特別な指導について

- 1 主には，放課後を使って，振り返りや今後の生活への決意を書かせる，補充学習等を行う。
- 2 継続指導する場合，原則，10日間までの指導とし，反省状況により，延長して指導する。

第15条 学校のを損壊した際，故意によるものについては，保護者に弁償を求める。

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から一部改定し，施行する。

平成26年4月1日から一部改定し，施行する。

平成27年4月1日から一部改定し，施行する。

平成30年4月1日から一部改定し，施行する。

平成31年2月5日から一部改定し，施行する。

令和2年3月12日から一部改定し，施行する。

令和5年2月1日から一部改定し，施行する。

令和6年3月11日から一部改定し，施行する。